

改正

平成一五年三月二八日規則第二〇号

福島市都市計画公聴会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）及び都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成十五年条例第二十四号。以下「条例」という。）の規定に基づく公聴会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第二条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の二週間前までに、公聴会の案件並びに公聴会の期日及び場所その他必要な事項を公告する。

2 前項の公告は、福島市公告式規則（平成十年規則第三十五号）第二条に定める方法により行うものとする。

(公述人の資格)

第三条 公述人（公聴会に出席して意見を述べる者をいう。以下同じ。）になることができる者は、次の各号に掲げる公聴会の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第十六条第一項及び法第十八条の二第二項の公聴会 住民（福島市の区域内に生活の本拠を有する者をいう。）

二 法第十六条第二項の地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めるために行う公聴会 同項で定める土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者

三 条例第八条の公聴会 同条に定める土地所有者等

(公述の申出)

第四条 公述人になろうとする者は、公聴会の期日の七日前までに次に掲げる事項を記載した書面により、市長に公述の申出をしなければならない。

一 住所、氏名及び連絡先

二 意見を述べようとする理由

三 意見の要旨

四 前条に定める公述人の資格を有することを証する書類

(公述の制限)

第五条 市長は、前条の規定による公述の申出があったときは、あらかじめ、その内容を審査し、公述の内容を同じくする者が多数ある場合にあっては公述人の数又は公述の時間を制限し、公述の内容の全部又は一部が当該公聴会の案件に関係がない場合にあってはそれぞれ公述の全部又は当該案件に関係がない部分の公述を認めないことができる。

2 市長は、前項の規定により公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

(公聴会の議長)

第六条 公聴会は、市長又はその指名する市の職員が議長として主宰する。

(公述人の公述)

第七条 公述人の公述は、第四条の書面に記載された意見の内容（第五条第一項の規定により公述の一部を認められない場合にあっては、当該部分を除く部分の内容）に従って行わなければならない。

2 公述人は、議長の承認を得た場合は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

(公述人への質疑)

第八条 議長は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議長に対して質疑をすることができない。

(公聴会の秩序維持)

第九条 何人も、公聴会においては、議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限することができる。

(記録の作成)

第十条 議長は、公聴会について次に掲げる事項を記載した記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

- 一 案件の概要
- 二 公聴会の期日及び場所
- 三 公述人の氏名及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 四 公述人が述べた意見の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年規則第二〇号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。